



沖縄県では令和8年10月1日から盛土規制法に基づく規制が始まります

事業者
向け

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土の崩落による土石流災害が発生し甚大な被害が生じました。この他にも盛土等の崩壊による被害が全国各地で発生しています。

このため、宅地・農地・森林など土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制し、盛土等による災害から国民の生命及び財産を保護する目的で、「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月に施行されました。

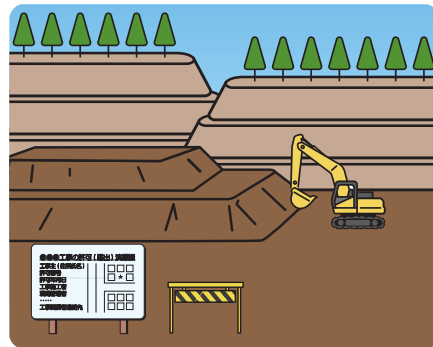
沖縄県でも、**令和8年10月1日から県内ほぼ全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。**

※那覇市を除きます。中核市である那覇市の区域指定や規制は、那覇市長が実施します。

新たな法律の概要

- 盛土等が崩れると人家などに被害を及ぼすおそれがある場所を、規制区域として指定します。
- 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。
- 規制区域内で盛土等が行われた土地は、土地所有者等が「盛土等を常に安全に保つ責務」があります。
- 無許可の盛土等行為や命令に従わない場合の罰則（拘禁刑・罰金）が強化され、抑止力が高められています。

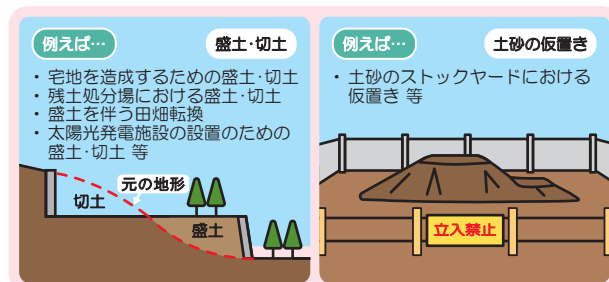
○ 盛土規制法総合窓口（国土交通省ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

1. 盛土等とは

盛土等とは下記のような行為のことをいいます。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改変

2. 「宅地造成等工事規制区域」「特定盛土等規制区域」とは

沖縄県では、以下の2種類の規制区域を指定します。

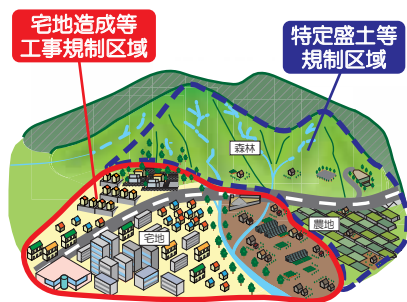
宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※沖縄県の規制区域については、裏面をご覧ください。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

3. 許可の対象となる盛土等の規模

行為	区域	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査	盛土等の規模の概念図
土地の区画形質の変更（盛土・切土）	工事規制区域	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の 崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 （①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ5m超の 崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積 3,000㎡超 （①～④を除く）	同左	許可対象 すべて	①盛土の高さ ②切土の高さ ③盛土と切土を 同時にする場合の高さ （崖を生じないもの） ④盛土の高さ （崖を生じないもの） ⑤盛土または切土の面積 （盛土又は切土のみの場合も含む）
	特定盛土等 規制区域	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に 行って、高さ2m超の 崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超 （①、③を除く） ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 （①～④を除く）	許可対象 すべて	許可対象 すべて	許可対象 すべて	①堆積の高さ、面積 ②堆積の面積
土石の堆積	工事規制区域	—	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超 かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象 すべて	①堆積の高さ、面積 ②堆積の面積
	特定盛土等 規制区域	—	①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	許可対象 すべて	許可対象 すべて	①堆積の高さ、面積 ②堆積の面積

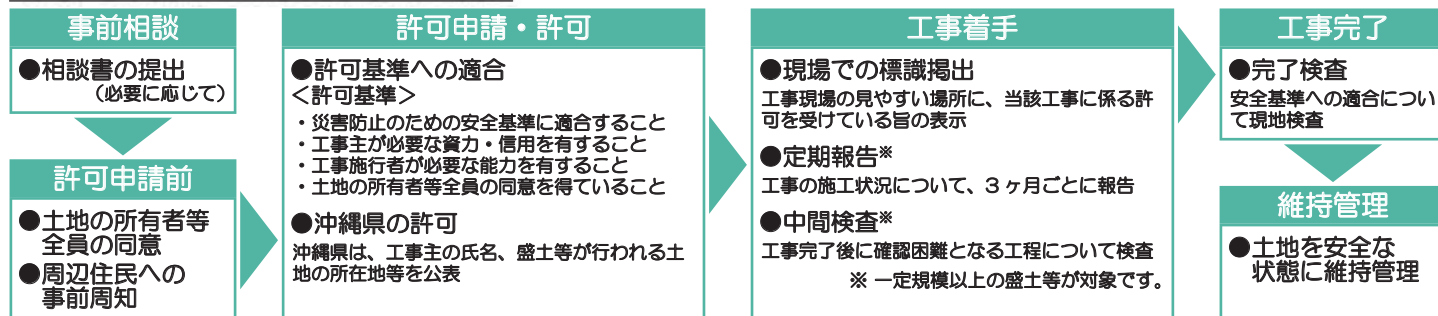
上表に示す「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
参考資料：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（事業者用）」

※規制区域内で対象となる盛土等を行う際、県の許可が必要です。（那覇市については、那覇市長の許可が必要です。）

✓宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制の対象となりますのでご注意ください。

4. 許可申請から工事完了までの流れ

事業者向け



＜注意＞

規制区域の指定日（令和8年10月1日）に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事をおこなっている場合は**許可は不要**ですが、**10月22日までに工事内容の届出が必要です（指定日から21日以内）**。

5. 盛土等の維持管理について

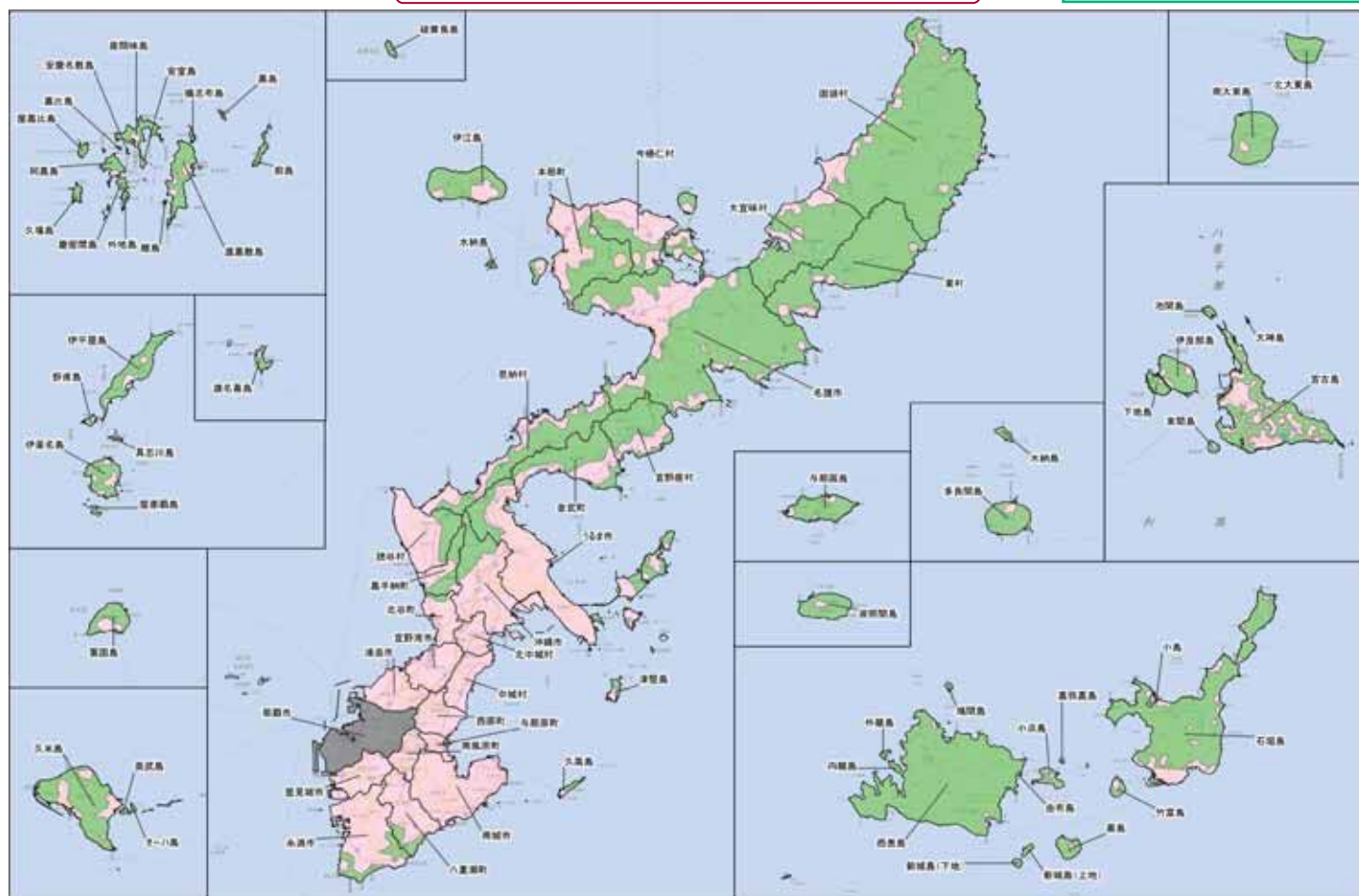
- ✓規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する義務があります。
- ✓土地所有者等が認知していない盛土等であっても、盛土等の安全が確保できていない場合は、土地所有者に是正命令等が行われる場合があります、命令に従わない場合は罰則規程もあります。

6. 沖縄県の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域

沖縄県では、「令和8年10月1日」に区域指定する予定です。

＜凡例＞

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域



※那覇市是那覇市長が指定

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 12」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

二次元バーコードはこちら▼

詳しくは、県のホームページで見ることができます。 沖縄県 盛土規制法

検索

沖縄県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」
<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1031028.html>



沖縄県
Okinawa Prefecture

お問合せ先

沖縄県 土木建築部 建築指導課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2413 FAX : 098-866-3557